



北里大学病院 病理専門研修プログラム

I 北里大学病院病理専門研修プログラムの内容と特色

○プログラムの理念 [整備基準 1-①■]

北里大学病院病理診断科・病院病理部を基幹施設とする専門研修プログラムでは、豊富な指導教官による充実した指導と多彩な症例を経験することにより、安定して確実な診断を行える技能を習得することに重きを置いている。一人の専攻医を常に複数の指導医が指導・評価を行うことにより、専攻医の技能習得状況を正確に把握しながら、適切な症例数を偏りのない内容で提供することが可能であり、各専攻医を信頼に足る病理専門医に確実に育てることを目指している。

○プログラムにおける目標 [整備基準 2-②■]

本専門研修プログラムでは、診断技能のみならず、臨床検査技師や臨床医との連携や難解症例の扱いを習得することにより、地域基幹病院にて即戦力として活躍することが期待できる一方で、教育者や研究者など幅広い進路に対応できる経験と技能を積むことが望まれる。

専攻医は、常に研究心・向上心をもって検討会やセミナーなどに積極的に参加し研鑽を積んで、生涯にわたり自己学習を続けるとともに、自己を正しく認識し対象がその限界を超えると判断した時は、指導医や専門家の助言を求める判断力が要求される。設備や機器についても知識と関心を持ち、剖検室や病理検査室などの管理運営に支障がでないよう対処する必要がある。

○プログラムの実施内容 [整備基準 2-③■]

1 経験できる症例数と疾患内容 [整備基準 2-③ i、ii、iii■]

本専門研修プログラムでは、組織診断や迅速診断に関しては認定病理専門医受験資格要件となる症例数の2倍以上の症例を経験可能である。また、不足が懸念される解剖症例に関しては、経験症例数の少ない専攻医に優先的に割り当てており、基幹施設以外にも解剖を経験できる連携病院を有効活用することにより十分な症例数を用意することが可能である。

疾患の内容としても、基幹施設において豊富な症例を経験できる環境が整っている。

2 カンファレンスなどの学習機会

本専門研修プログラムでは、個々の症例の診断を通じて知識を蓄積していくことにより、診断に直結した形で学ぶ一方で、各種のカンファレンスや勉強会に参加することにより希少症例や難解症例に触れる機会が多く設けられている。また、各サブスペシャリティを有する病理専門医からのレクチャーにより、より専門的な知識の整理・習得が可能である。

3 地域医療の経験（病診・病病連携、地域包括ケア、在宅医療など） [整備基準 2-③iv■]

本専門研修プログラムでは、出張解剖（補助）、標本運搬による診断（迅速診断含む）業務等の経験を積む機会を用意している。

4 学会などの学術活動 [整備基準 2-③ v ■]

本研修プログラムでは、専攻医は病理学会総会における学会発表や神奈川県病理医会における筆頭演者としての発表は必須としている。また、解剖症例に関しては、学術的に意義深い症例は **case report** の作成が推奨されている。

5 医療倫理、医療安全、院内感染対策などの学習機会

本専門研修プログラムでは、専攻医は基幹施設で定期的に行われる医療倫理委員会（年 6 回）、医療安全（年 3 回）、院内感染対策（年 3 回）に対する講習会に参加することが義務付けられている。

○研修プログラム（スケジュール）

本プログラムでは、基本的に専攻医は北里大学大学院医療系研究科に進学し、大学院生として病理研修と解剖をしながら、研究も行うスタイルとなっている。このスケジュールでは各施設（病院）での研修と大学院生としての研究を並行して進めるために、無理なくプログラムを消化できるような内容の構成となっている。1年目から充実したプログラムに乗っ取って研修をきちんと行い、2年目、3年目でも大学院生としての研究を進めるとともに、しっかりとした病理研修を行う。

本プログラムにおける施設分類の説明（各施設に関しては連携施設一覧を参照）

基幹施設：北里大学病院 病理診断科・病院病理部

連携施設：常勤病理専門指導医と豊富な症例を有しており、専攻医に十分な教育を行える施設

パターン①

1年目：基幹施設

2年目：基幹施設+連携施設（週1日）

3年目：基幹施設+連携施設（6ヶ月）

3年間とも基幹施設主体として、連携施設で徐々に研修する期間を増やす。基幹施設にてじっくりと研修を積むことができる。研究にも重点を置きたい専攻医に適している。

パターン②

1年目：基幹施設

2年目：基幹施設+連携施設（週1日）

3年目：連携施設+基幹施設（週1日）

2年間とも基幹施設主体として、2年目に連携施設にて週1日研修する。2年間は基幹施設にてじっくりと研修を積むことができる。3年目は主に連携施設にて研修を行う。3年目も週1回は基幹施設に来ることで研修の均質化を図る。

パターン③

1年目：基幹施設

2年目：連携施設+基幹施設（週1日）

3年目：連携施設+基幹施設（週1日）

2年目、3年目は主に連携施設にて研修を行う。本プログラムを選ぶ際に連携施設で研修することを目的としていたなど目的意識の強い専攻医に対応するパターン。2、3年目も週1回は基幹施設に来ることで研修の均質化を図る。

パターン④

1年目：基幹施設

2年目：基幹施設

3年目前半：連携施設+基幹施設（週1日）

3年目後半：基幹施設

1、2年目、3年後半は基幹施設にて研修を行う。3年目前半は主に連携施設にて研修を行う。3年目前半も週1回は基幹施設に来ることで研修の均質化を図る。基幹施設にてじっくりと研修を積むことができる。研究に重点を置きたい専攻医にも適している。

専攻医の希望や連携施設の都合により、状況に応じてパターンの変更があり得る。

パターン⑤

1 年目ー3 年目：基幹施設+連携施設(3 年間で最低 6 ヶ月以上研修)

専攻医自身の希望、基幹施設の状態、連携施設の状態を鑑みつつ研修過程を組み立てる非常に自由度の高いパターン。

パターン⑥ 転向者向け(他の基本領域専門医資格保持者が病理専門研修を開始する場合に限定した対応パターン)

1 年目：連携施設+基幹施設(週 1 日以上)

2 年目：連携施設+基幹施設(週 1 日以上)

3 年目：連携施設+基幹施設(週 1 日以上)

パターン①ー⑥ 共通事項

3 年次までに細胞診講習会、分子病理講習会、医療倫理講習会、医療安全講習会、医療関連感染症講習会など、専門医試験受験資格として必要な講習会を受講のこと。また死体解剖資格を取得しておくこと。

○研修連携施設

1. 専門医研修基幹病院および研修連携施設の一覧 [整備基準 5-①②⑨■、6-②■] (*数値は 2022 年から 2024 年までの 3 年間の平均実績。医師数については 2025 年 4 月時点)

本プログラムに割り当てられた剖検数の合計は 92 例です。

施設名	担当領域	施設分類	病床数	専任 病理医	病理 専門医	病理 専門医 指導医 数	剖検*	組織 診*	迅速診*	細胞診*
北里大学病院	組織(生検、手術)、迅速、解剖、細胞診	基幹施設	1033	12	8	6	32	16231	1508	10345
北里大学メディカルセンター	組織(生検、手術)、迅速、解剖、細胞診	連携施設	372	2	2	1	4	4147	150	4979
北里大学北里研究所病院	組織(生検、手術)、迅速、解剖、細胞診	連携施設	329	2	2	1	9	4486	130	7249
東大和病院	組織(生検、手術)、迅速、解剖、細胞診	連携施設	284	2	2	2	2	2867	111	470
横浜栄共済病院	組織(生検、手術)、迅速、解剖、細胞診	連携施設	430	2	2	0.5	3	5192	251	4760
関東労災病院	組織(生検、手術)、迅速、解剖、細胞診	連携施設	610	2	2	1	5	6588	187	6316
国立相模原病院	組織(生検、手術)、迅速、解剖、細胞診	連携施設	458	3	3	2	21	4825	218	3964
成育医療研究センター	組織(生検、手術)、迅速、解剖、細胞診	連携施設	490	4	4	0.4	1	430	13	230
横浜労災病院	組織(生検、手術)、迅速、解剖、細胞診	連携施設	650	2	1	1	11	9000	471	7134
がん研究会 有明病院	組織(生検、手術)、迅速、解剖、細胞診	連携施設	700	25	20	0.1	0	26452	3986	33604
横須賀共済病院	組織(生検、手術)、迅速、解剖、細胞診	連携施設	740	3	3	1	4	9329	339	7418

2. 専門研修施設群の地域とその繋がり [整備基準 5-④⑥⑦■]

北里大学病院病理診断科・病院病理部の専門研修施設群は相模原市および横浜市、関東近県の施設群である。施設の中には、地域中核病院や地域中小病院が入っている。

本研修プログラムの専門研修施設群における病理専門指導医数は 16 名在籍し、解剖症例数の合計は年平均 92 症例である。11.5 名(年平均 3-4 名)の専攻医を受け入れ可能である。

本研修プログラムでは、十分に耐えうる技能を有していると判断された専攻医は、地域に密着した中小病院へ非常勤として派遣される。この中で、地域医療の中で病理診断の持つべき意義を理解した上で診断の重要さや、自立して責任を持って行動することを学ぶ機会とする

本研修プログラムでは、連携型施設に派遣された際にも週 1 回以上は基盤施設である北里大学病院病理診断科・病院病理部において、各種カンファレンスや勉強会に参加することを義務づけている。

○研修カリキュラム [整備基準 3-①②③④■]

1. 北里大学病院病理診断科・病院病理部

i 組織診断

本研修プログラムの基幹施設である北里大学では、研修中は 6 ヶ月毎に組まれる組織診断(生検・手術標本)・迅速診断・細胞診・切出・解剖といった診断業務があり、それぞれの研修内容が規定されている。研修中の指導医は固定せず、その日の指導には、組織診断業務(生検・手術標本)に一人、迅速・細胞診業務に一人、切り出し・解剖業務に一人の計三人の指導医が割り当てられている。専攻医は各当番を週 1 回担当するが、担当症例数は専攻医の習熟度や状況に合わせて調節され、無理なく研修を積むことが可能である。

ii 解剖症例

解剖に関しては、見学から助手を経験させ、その後専攻医の習熟度を評価しながら執刀医を担当させる。その後も適宜助手として参加させることにより、頸部・骨盤・脳・脊髄の円滑な検索が可能な技能を習得できるようにする。周期的に剖検症例肉眼検討会を経験する。執刀症例は全例臨床病理カンファレンス又は部内解剖症例検討会の対象となる。ほぼ週 1 回(第 1 週以外)に CPC 又は解剖症例検討会、年に 4~5 回の地域臨床 CPC が組まれており、病態や診断過程を深く理解し学ぶことができる。

iii 学術活動

病理学会や学術集会の開催日は専攻医の積極的な発表、参加を推奨している。また、月に一回の外科病理カンファレンスを開き、教育的症例、難解症例、最新トピックスを学ぶ機会を設けている。

iv 自己学習環境 [整備基準 3-③]

基幹施設である北里大学では神奈川県病理医会と協力し、専攻医マニュアル(研修すべき知識・技術・疾患名リスト) p.9~に記載されている疾患、病態を対象として、疾患コレクションを随時収集しており、専攻医の経験できなかった疾患を補える体制を構築しつつある。

v 1日の過ごし方（例）

	生検、手術材料 当番	切り出し、解剖 当番日	当番外(例)
午前	組織診断 (随時) 迅速診断、 細胞診診断	病理解剖	実験・研究 臓器別手術材料診断 解剖症例報告書作成 カンファレンス準備 カンファレンス参加
午後	指導医による診 断内容チェック	切り出し	
	修正		

vi 週間予定表

月曜日 brain cutting（不定期）

火曜日 抄読会＋研究発表会 剖検症例肉眼検討会、brain cutting

or

水曜日 抄読会＋研究発表会

金曜日 外科病理カンファレンス、CPC 又は剖検検討会、部内ミーティング

vii 年間スケジュール

1 月 神奈川県病理医会

3 月 歓送迎会

4 月 病理学会総会

7 月 病理専門医試験

神奈川県病理医会

10 月 病理学会秋季総会

解剖慰霊祭

12 月 忘年会

その他：年 4 回の病理学会関東支部学術集会にも不定期で参加

○研究 [整備基準 5-⑧■]

本研修プログラムでは基幹施設である北里大学における週 1 回のミーティング、抄読会、研究発表会などの研究活動に参加する。専攻医は、指導教官のもと研究活動にも積極的に参加する。

○評価 [整備基準 4-①②■]

本プログラムでは各施設の評価責任者とは別に専攻医それぞれに基幹施設に所属する担当指導医を配置する。各担当指導医は 1～3 名の専攻医を受け持ち、専攻医の知識・技能の習得状

況や研修態度を把握・評価する。また、検査室に勤務するメディカルスタッフ（細胞検査士含む臨床検査技師や事務職員など）から毎年度末に評価を受ける。

必要に応じて開催される専攻医評価会議では、担当指導医はその他各指導医から専攻医に対する評価を集約し、施設評価責任者に報告する。

○進路〔整備基準 2-①■〕

研修終了後 1 年間は基幹施設において、診療、研究、教育に携わりながら、研修中に不足している内容を習得する。その後も引き続き基幹施設において診療においてはサブスペシャリティ領域の確立、さらには研究の発展、指導者としての経験を積むことを原則としているが、本人の希望などを踏まえ、留学や連携施設の専任病理医として活躍することも相談可能である。学位の取得も可能である。

○労働環境〔整備基準 6-⑦■〕

1 勤務時間

基本的には北里大学病院勤務時間管理機構第 4 条第 2 項に準ずる。専攻医の担当症例診断状況等によっては、変更や時間外の業務も行うことがある。

2 休日

日曜日、祭日は原則として休日、土曜日は隔週（第 2、第 4）休日である。専攻医は、習熟度や状況に応じて、2 ヶ月に 1 回程度休診日の解剖当番を担当する場合がある。

3 給与体系

専攻医として基幹施設に所属する際には病棟医として給与の支払いがある。連携施設からは勤務体系や処遇に応じた給与が支払われる。一方で、大学院に進学した際には大学院生としての学費を支払う必要がある。

○運営

専攻医受入数について〔整備基準 5-⑤■〕

1. 本研修プログラムの専門研修施設群における病理専門指導医数は 16 名在籍し、解剖症例数の合計は年平均症例である。11.5 名（年平均 3-4 名）の専攻医を受け入れ可能である。

2. 運営体制〔整備基準 5-③■〕

本研修プログラムの基幹施設である北里大学病院病理診断科・病院病理部においては、6 名の病理専門研修指導医が所属している。また、常勤病理医が不在の連携型施設に関しては、北里大学病院病院病理部・病理診断科の常勤病理医が各施設の整備や研修体制を統括する。

3. プログラム役職の紹介

i プログラム統括責任者〔整備基準 6-⑤■〕

村雲 芳樹

所属：北里大学医学部病理学村雲単位教授（北里大学病院病理部・病理診断科部長）

資格：病理専門医・指導医

略歴：1996 年 7 月米国トーマスジェファーソン大学ポストドクトラルフェロー

2000 年 6 月名古屋大学大学院医学系研究科腫瘍病理学助教

2002 年 10 月 同上 講師

2006 年 5 月 同上 准教授

2012 年 5 月北里大学医学部病理学教授

三枝 信

所属：北里大学医学部病理学三枝単位教授（北里大学病院病理部・病理診断科副部長）

資格：病理専門医・指導医

細胞診専門医

略歴：1994 年 4 月北里大学医学部専任講師

2006 年 4 月 同上 准教授

2010 年 8 月 同上 教授

ii 施設評価責任者

北里大学病院：村雲 芳樹、三枝 信

北本メディカルセンター：岡田 真也

北里大学北里研究所病院：前田 一郎

東大和病院：桑尾 定仁

国立相模原病院：堀田 綾子

成育医療研究センター：義岡 孝子

横浜栄共済病院：岸 宏久

関東労災病院：畑中 一仁

横浜労災病院：角田 幸雄

がん研究会有明病院：竹内 賢吾

横須賀共済病院：徳山 宣

Ⅱ 病理専門医制度共通事項

1 病理専門医とは

① 病理科専門医の使命〔整備基準 1-②■〕

病理専門医は病理学の総論的知識と各種疾患に対する病理学的理解のもと、医療における病理診断（剖検、手術標本、生検、細胞診）を的確に行い、臨床医との相互討論を通じて医療の質を担保するとともに患者を正しい治療へと導くことを使命とする。また、医療に関連するシステムや法制度を正しく理解し社会的医療ニーズに対応できるような環境作りにも貢献する。さらに人体病理学の研鑽および研究活動を通じて医学・医療の発展に寄与するとともに、国民に対して病理学的観点から疾病予防等の啓発活動にも関与する。

② 病理専門医制度の理念〔整備基準 1-①■〕

病理専門医制度は、日本の医療水準の維持と向上に病理学の分野で貢献し、医療を受ける国民に対して病理専門医の使命を果たせるような人材を育成するために十分な研修を行える体制と施設・設備を提供することを理念とし、このために必要となるあらゆる事項に対応できる研修環境を構築する。本制度では、専攻医が研修の必修項目として規定された「専門医研修手帳」に記された基準を満たすよう知識・技能・態度について経験を積み、病理医としての基礎的な能力を習得することを目的とする。

2 専門研修の目標

① 専門研修後の成果（Outcome）〔整備基準 2-①■〕

専門研修を終えた病理専門医は、生検、手術材料の病理診断、病理解剖といった病理医が行う医療行為に習熟しているだけでなく、病理学的研究の遂行と指導、研究や医療に対する倫理的事項の理解と実践、医療現場での安全管理に対する理解、専門医の社会的立場の理解等についても全般的に幅広い能力を有していることが求められる。

② 到達目標〔整備基準 2-②■〕

i 知識、技能、態度の目標内容

参考資料：「専門医研修手帳」p. 11～37

「専攻医マニュアル」p. 9～「研修すべき知識・技術・疾患名リスト」

ii 知識、技能、態度の修練スケジュール〔整備基準 3-④〕

研修カリキュラムに準拠した専門医研修手帳に基づいて、現場で研修すべき学習レベルと内容が規定されている。

I. 専門研修 1 年目 ・基本的診断能力（コアコンピテンシー）、・病理診断の基本的知識、技能、態度（Basic/Skill level I）

II. 専門研修 2 年目 ・基本的診断能力（コアコンピテンシー）、・病理診断の基本的知識、技能、態度（Advance-1/Skill level II）

III. 専門研修 3 年目 ・基本的診断能力（コアコンピテンシー）、・病理診断の基本的知識、技能、態度（Advance-2/Skill level III）

iii 医師としての倫理性、社会性など

・講習等を通じて、病理医としての倫理的責任、社会的責任をよく理解し、責任に応じた医療の実践のための方略を考え、実行することができることが要求される。

・具体的には、以下に掲げることを行動目標とする。

1) 患者、遺族や医療関係者とのコミュニケーション能力を持つこと、

- 2) 医師としての責務を自立的に果たし、信頼されること（プロフェッショナリズム）、
- 3) 病理診断報告書の的確な記載ができること、
- 4) 患者中心の医療を実践し、医の倫理・医療安全にも配慮すること、
- 5) 診断現場から学ぶ技能と態度を習得すること、
- 6) チーム医療の一員として行動すること、
- 7) 学生や後進の医師の教育・指導を行うこと、さらに臨床検査技師の育成・教育、他科臨床医の生涯教育に積極的に関与すること、
- 8) 病理業務の社会的貢献（がん検診・地域医療・予防医学の啓発活動）に積極的に関与すること。

③ 経験目標〔整備基準 2-③■〕

i 経験すべき疾患・病態

参考資料：「専門医研修手帳」と「専攻医マニュアル」 参照

ii 解剖症例

主執刀者として独立して実施できる剖検 30 例を経験し、当初 2 症例に関しては標本作製（組織の固定、切り出し、包埋、薄切、染色）も経験する。

iii その他細目

現行の受験資格要件（一般社団法人日本病理学会、病理診断に関わる研修についての細則第 2 項）に準拠する。

iv 地域医療の経験（病診・病病連携、地域包括ケア、在宅医療など）

地域医療に貢献すべく病理医不在の病院への出張診断（補助）、出張解剖（補助）、テレパソロジーによる迅速診断、標本運搬による診断業務等の経験を積むことが望ましい。

v 学術活動

・人体病理学に関する学会発表、論文発表についての経験数が以下のように規定されている。人体病理学に関する論文、学会発表が 3 編以上。

- (a) 業績の 3 編すべてが学会発表の抄録のみは不可で、少なくとも 1 編がしかるべき雑誌あるいは"診断病理"等に投稿発表されたもので、少なくとも 1 編は申請者本人が筆頭であること。
- (b) 病理学会以外の学会あるいは地方会での発表抄録の場合は、申請者本人が筆頭であるものに限る。
- (c) 3 編は内容に重複がないものに限る。
- (d) 原著論文は人体病理に関するものの他、人体材料を用いた実験的研究も可。

3 専門研修の評価

①研修実績の記録方法〔整備基準 7-①②③■〕

研修手帳の「研修目標と評価表」に指導医が評価を、適時に期日を含めた記載・押印して蓄積する。

「研修目標と評価表」の p. 30～「Ⅲ. 求められる態度」ならびに推薦書にて判断する。医者以外の多職種評価も考慮する。最終評価は複数の試験委員による病理専門医試験の面接にて行う。

参考資料：「専門医研修手帳」

②形成的評価〔整備基準 4-①■〕

1) フィードバックの方法とシステム

- ・評価項目と時期については専門医研修手帳に記載するシステムとなっている。
- ・具体的な評価は、指導医が項目ごとに段階基準を設けて評価している。
- ・指導医と専攻医が相互に研修目標の達成度を評価する。
- ・具体的な手順は以下の通りとする。
 - 1) 専攻医の研修実績および評価の報告は「専門医研修手帳」に記録される。
 - 2) 評価項目はコアコンピテンシー項目と病理専門知識および技能、専門医として必要な態度である。
 - 3) 研修プログラム管理委員会は中間報告と年次報告の内容を精査し、次年度の研修指導に反映させる。

2) (指導医層の) フィードバック法の学習 (FD)

- ・指導医は指導医講習会などの機会を利用してフィードバック法を学習し、より良い専門医研修プログラムの作成に役立てる。FD での学習内容は、研修システムの改善に向けた検討、指導法マニュアルの改善に向けた検討、専攻医に対するフィードバック法の新たな試み、指導医・指導体制に対する評価法の検討、などを含む。

③総括的評価〔整備基準 4-②■〕

1) 評価項目・基準と時期

修了判定は研修部署（施設）の移動前と各年度終了時に行い、最終的な修了判定は専門医研修手帳の到達目標とされた規定項目をすべて履修したことを確認することによって行う。

2) 評価の責任者

- ・年次毎の各プロセスの評価は当該研修施設の指導責任者が行う。
- ・専門研修期間全体を総括しての評価は研修基幹施設のプログラム総括責任者が行う。

3) 修了判定のプロセス

研修基幹施設は、各施設での知識、技能、態度それぞれについて評価を行い、総合的に修了判定を可とすべきか否かを判定し、プログラム統括責任者の名前で修了証を発行する。知識、技能、態度の項目の中に不可の項目がある場合には修了とはみなされない。

4) 他職種評価

検査室に勤務するメディカルスタッフ（細胞検査士含む臨床検査技師や事務職員など）から毎年度末に評価を受ける。

4 専門研修プログラムを支える体制と運営

① 運営〔整備基準 6-①④■〕

専攻医指導基幹施設である〇〇大学医学部附属病院病理科には、統括責任者（委員長）をおく。専攻医指導連携施設群には、連携施設担当者を置く。

② 基幹施設の役割〔整備基準 6-②■〕

研修基幹施設は専門研修プログラムを管理し、当該プログラムに参加する専攻医および連携施設を統括し、研修環境の整備にも注力する。

③ プログラム統括責任者の基準、および役割と権限〔整備基準 6-⑤〕

病理研修プログラム統括責任者は専門医の資格を有し、かつ専門医の更新を2回以上行っていること、指導医となっていること、さらにプログラムの運営に関する実務ができ、かつ責任あるポストについていることが基準となる。また、その役割・権限は専攻医の採用、研修内容と修得状況を評価し、研修修了の判定を行い、その資質を証明する書面を発行することである。また、指導医の支援も行う。

④ 病理専門研修指導医の基準〔整備基準 6-③■〕

- ・専門研修指導医とは、専門医の資格を持ち、1回以上資格更新を行った者で、十分な診断経験を有しかつ教育指導能力を有する医師である。
- ・専門研修指導医は日本病理学会に指導医登録をしていること。

⑥ 指導者研修（FD）の実施と記録〔整備基準 7-③■〕

指導者研修計画（FD）としては、専門医の理念・目標、専攻医の指導・その教育技法・アセスメント・管理運営、カリキュラムやシステムの開発、自己点検などに関する講習会（各施設内あるいは学会で開催されたもの）を受講したものを記録として残す。

5 労働環境

① 専門研修の休止・中断、プログラム移動、プログラム外研修の条件〔整備基準 5-⑪■〕

- ・専門研修プログラム期間のうち、出産に伴う6ヶ月以内の休暇は1回までは研修期間にカウントできる。
- ・疾病での休暇は6ヶ月まで研修期間にカウントできる。
- ・疾病の場合は診断書を、出産の場合は出産を証明するものの添付が必要である。
- ・週20時間以上の短時間雇用者の形態での研修は3年間のうち6ヶ月まで認める。
- ・上記項目に該当する者は、その期間を除いた常勤での専攻医研修期間が通算2年半以上必要である。研修期間がこれに満たない場合は、通算2年半になるまで研修期間を延長する。
- ・留学、診断業務を全く行わない大学院の期間は研修期間にカウントできない。
- ・専門研修プログラムを移動することは、移動前・後のプログラム統括責任者の承認のみならず、専門医機構の病理領域の研修委員会での承認を必要とする。

6 専門研修プログラムの評価と改善

① 専攻医による指導医および研修プログラムに対する評価〔整備基準 8-①■〕

専攻医からの評価を用いて研修プログラムの改善を継続的に行う。「専門医研修手帳」p. 38 受験申請時に提出してもらう。なお、その際、専攻医が指導医や研修プログラムに対する評価を行うことで不利益を被ることがないことを保証する。

② 専攻医等からの評価をシステム改善につなげるプロセス〔整備基準 8-②■〕

通常の改善はプログラム内で行うが、ある程度以上の内容のものは審査委員会・病理専門医制度運営委員会に書類を提出し、検討し改善につなげる。同時に専門医機構の中の研修委員会からの評価及び改善点についても考慮し、改善を行う。

③ 研修に対する監査（サイトビジット等）・調査への対応〔整備基準 8-③■〕

- ・研修プログラムに対する外部からの監査・調査に対して、研修基幹施設責任者および連携施設責任者は真摯に対応する。
- ・プログラム全体の質を保証するための同僚評価であるサイトビジットは非常に重要であるこ

とを認識すること。

・専門医の育成プロセスの制度設計と専門医の質の保証に対しては、指導者が、プロフェッショナルとしての誇りと責任を基幹として自立的に行うこと。

7 専攻医の採用と修了

① 採用方法〔整備基準 9-①■〕

専門医機構および日本病理学会のホームページに、専門研修プログラムの公募を明示する。時期としては初期研修の後半（10 月末）に行う。書類審査とともに随時面接などを行い、あるプログラムに集中したときには、他のプログラムを紹介するようにする。なお、病理診断科の特殊性を考慮して、その後も随時採用する。

② 修了要件〔整備基準 9-②■〕

プログラムに記載された知識・技能・態度にかかわる目標の達成度が総括的に把握され、専門医受験資格がすべて満たされていることを確認し、修了判定を行う。最終的にはすべての事項について記載され、かつその評価が基準を満たしていることが必要である。

病理専門医試験の出願資格

- (1) 日本国の医師免許を取得していること
- (2) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること
- (3) 出願時 3 年以上継続して **日本病理学会正会員であること**
- (4) 病理専門医受験申請時に、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院における臨床研修（医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定）を修了していること
- (5) 上記（4）の臨床研修を修了後、日本病理学会の認定する研修施設において、3 年以上人体病理学を実践した経験を有していること。また、その期間中に病理診断に関わる研修を修了していること。その細則は別に定める。
- (6) **人体病理業務に専任していること**

専門医試験の受験申請に関わる提出書類

- (1) 臨床研修の修了証明書（写し）
- (2) 剖検報告書の写し（病理学的考察が加えられていること） **24 例以上**
- (3) 術中迅速診断報告書の写し **50 件以上**
- (4) **CPC 報告書（写し）** 病理医として **CPC** を担当し、作成を指導、または自らが作成した **CPC 報告書 2 例以上（症例は（2）の 24 例のうちでよい）**
- (5) 病理専門医研修指導責任者の推薦書、日本病理学会が提示する病理専門医研修手帳
- (6) 病理診断に関する講習会、細胞診講習会、剖検講習会、分子病理診断に関する講習会の受講証の写し
- (7) 業績証明書：人体病理学に関連する原著論文の別刷り、または学会発表の抄録写し **3 編以上**
- (8) 日本国の医師免許証 写し
- (9) 死体解剖資格認定証明書 写し

資格審査については、病理専門医制度運営委員会が指名する資格審査委員が行い、病理専門医制度運営委員会で確認した後、日本専門医機構が最終決定する（予定）。

上記受験申請が委員会で認められて、はじめて受験資格が得られることとなる。

